

平成24年度 社会福祉法人富里市社会福祉協議会事業計画

○基本方針

少子高齢化や核家族化が進み、生活様式の多様化、コミュニティ意識の希薄化などにより、富里市でも多種多様な福祉サービスが求められています。

このような中、地域福祉の中心的担い手として社会福祉協議会の果たす役割はこれまで以上に大きくなっていくものと思っております。本会では市と協力して「みんなでつくる 笑顔あふれるまち・富里」をまちづくりの理念とし、平成24年度から5年間で計画期間とする「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の策定を進めてまいりました。

平成24年度は実践1年目の年です。安心して暮らせるまちづくりには、なによりそこに住む住民のみなさんの協力が重要です。本会では「地域福祉活動計画」に基づき、市民のみなさんとともに地域性を活かした福祉サービスの充実に努めてまいります。そのために各地区社会福祉協議会に寄り添い特色ある活動ができるよう支援をしていきます。あわせて、ホームページの立ち上げに取り組み、市民への情報提供を充実させてまいります。

また、これまでの事業に加え24年度は新たにファミリーサポート事業も市から委託を受けて取り組み、地域の中で安心して子育てができる街を目指し、若い世代への支援にも力をいれてまいります。

財政面では、昨年度に引き続き補助金や委託金は厳しい状況です。自主財源である会費や共同募金の理解、協力につながるよう、広報紙等を活用するなどして本会事業の積極的なPRに取り組んでまいります。一方限りある資金を有効に活用するため各事業の課題を整理、検討し、さらに新たな事業創出も視野にふまえた地域福祉の充実、向上に努めます。

社会福祉事業

1. 法人運営事業

(総事業費：24,377千円)

(1) 会務の運営

①理事会及び評議員会の開催 《予算、決算、事業計画等の審議他》

②監査の実施

- | | | |
|-----------|-----|-----------|
| ・ 監事による監査 | 年1回 | 《決算書等の監査》 |
| ・ 内部監査 | 年3回 | 《試算表等の監査》 |

(2) 会員及び会費（社会福祉協議会会員規程に基づく）

地域福祉事業を推進するため、会員の募集及び会費収入は大変重要です。6月から7月の推進期間を中心に、区長会を通して一般会費の納入を依頼するとともに、広報紙で会費の重要性をPRし広く会員の募集をする。

①一般会員

会費（一口）	支部	加入世帯数
500円	107	12,050

②賛助会費

会費（一口）	会員数	口数
3,000円	120	125

③団体会費

会費（一口）	会員数	口数
5,000円	35	70

(3) 寄付金品の受入（経理規程第21条に基づく）

寄付者の意向を確認し、一般寄付については福祉基金への積立をし、指定寄付については平成25年度にそれぞれの事業活動に有効活用する。また、寄付物品については、貸出用として活用するなど適切に運用していく。

(4) マイクロバス貸出（社会福祉協議会所有バス管理規則に基づく）

福祉団体等の研修、または福祉目的の活動を推進することを目的にマイクロバスの貸出を行う。

利用期間：月曜日～金曜日（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）

8時30分～17時

運行範囲：千葉県内

定員：15名＋補助イス5名＋車イス2台(2名)

(5) 職員の資質向上

組織の力を高めていくために、職員の専門的な知識や資質の向上を図る。

県社協をはじめ、様々な機関で開催される研修等に積極的に参加する。また、社会福祉に関する情報収集等に努める。

2. 地域福祉活動推進事業

(総事業費：8,735千円)

(1) 心配ごと相談事業（心配ごと相談所設置運営規程に基づく）

心配ごと相談所は、市民の生活上の悩みごとや心配ごとをもった方々の相談に応じ、個々の問題について適切な助言や指導にあたり、明るい家庭生活に導き地域福祉の向上を図ることを目的とする。

日時：毎週火曜日 10時～15時まで（月1回は人権・行政との合同相談）

場所：富里市福祉センター2階 相談室

(2) 団体事業助成事業（財団法人千葉県地域ぐるみ福祉振興基金に基づく）

地域ぐるみ福祉振興基金の助成をうけ、民間の自主的な福祉活動を支援し、地域福祉活動の基盤を整えるためボランティア団体等への助成をする。

(3) 地区社会福祉協議会（地区社会福祉協議会設置規程に基づく）

小学校区を単位とした8地区社協の小地域における地域福祉活動を充実、育成を図るために事業運営費を助成するとともに、事業活動に対する相談等に応じ支援する。

(4) 地域ぐるみネットワーク事業

①富里市福祉まつり開催

出会い・交流の場として、また福祉のPRの場として幅広い人々が安心して参加し、身近な福祉と地域福祉の活性化につなげることを目的として開催。

福祉の向上に功労のあった個人または、団体に対しその功績をたたえるため表彰状および感謝状を贈呈する。

②福祉のまちづくり推進ポスター、標語の募集

福祉への関心を深めてもらうことを目的とし、市内小学校に呼びかけ、福祉のまちづくり推進を目的としたポスター、標語の募集を行う。

3. ボランティアセンター運営事業（ボランティアセンター設置要綱に基づく）

(総事業費：2,928千円)

市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成と連帯を図ることを目的にボランティアセンターの積極的な運営に取り組む。

(1) ボランティアコーディネーターの設置

ボランティア活動の相談、登録、斡旋、広報活動などを行うためボランティアコーディネーターを置く。

また、安心してボランティア活動ができるようボランティア活動保険への加入を進める。

開設日時：月曜日～金曜日(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

8時30分～17時15分

(2) 講習会の開催

地域福祉の担い手であるボランティアの育成等を目的とし、各種講習会を開催。

開催予定講座：傾聴ボランティア講座・保育ボランティア講座・手話講座
コミュニケーション講座

4. 共同募金配分金事業

(総事業費：6,274千円)

(1) 高齢者交流ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会の開催

共同募金配分金事業の一環として市内に居住する高齢者、障害者の方を対象に健康増進のための運動を目的に、ゲートボール競技を通じて交流を図る。

また、富里市グラウンドゴルフ大会を開催し、スポーツを通して高齢者等とのふれあいや親睦を図り健康増進に努める。

(2) 給食サービス事業（給食サービス事業実施要綱に基づく）

在宅福祉事業の一環として市内に居住するひとり暮らし高齢者を対象に食事を提供することにより、健康状態や安否確認を行い、万一の事態を事前に把握処理するとともに、日常生活上のよき話し相手となり社会的孤独感を和らげ、福祉の充実を図る。

毎月第2、第3木曜日を実施日とし福祉センター調理室を利用し、栄養士の指導献立によりボランティアが調理し、配食ボランティアが班編成し利用者宅へ届ける。

(3) ふくし寄席交流会の開催

それぞれの地区社会福祉協議会で実施している高齢者交流会を地区社会福祉協議会共同開催という形にし、市内に在住の75歳以上のひとり暮らしの方に対し参加呼びかけを行い、普段観ることのできない寄席を生で感じ楽しんでいただく

とともに、その機会に情報交換や住民ニーズを把握し、更なる高齢者福祉活動の活性化を目指す。

開催時期：平成24年12月頃を予定

開催場所：富里市福祉センター集会室

対象者：市内在住の75歳以上のひとり暮らしの方

出演者：芸人3名を予定

(4) 敬老会への参画

9月15日から21日までの1週間を「老人週間」として全国的な運動として実施されている中で、本会もポスターを活用し各関係機関に広報啓発を行うとともに、市の敬老事業に参画し、75歳以上の方を対象に敬老祝品として「お気持ち」タオルを贈る。

(5) 災害見舞金の支給・応急援護費交付事業（応急援護費交付規程に基づく）

①災害見舞金

災害（火災及び風水害等の非常災害）が発生したとき機を失せず被災者に対して見舞い、心身の安定、慰めと更生意欲とを助長し、助け合いの精神の高揚を図る。

②応急援護

富里市における市民並びに本市を通過する旅行者で、福祉に関する法律の適用に該当することなく、早急に援護を必要とするものを救済する。

(6) 広報活動事業（広報発行規程・広報編集委員会設置要綱に基づく）

福祉専門の情報紙として「広報ささえ愛」を発行することにより市民への福祉情報提供や福祉サービス、福祉制度をお知らせする。本年度はホームページを作成しより一層の情報提供に努め、社会福祉協議会のPRにもつなげていく。

発行予定 年3回（6月・10月・3月）

(7) 福祉団体等助成事業（福祉活動団体等に対する助成金交付規程に基づく）

富里市内の福祉活動団体等及び民間福祉施設に助成金を交付し、地域福祉活動の促進を図る。

(8) 歳末たすけあい配分事業（歳末たすけあい運動実施要綱に基づく）

共同募金運動(社会福祉法112条)の一環として、歳末たすけあい運動を展開し本年度に募った募金の実績額を配分し、地域住民やボランティア、民生委員児童委

員、社会福祉施設、地区社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように、歳末慰問事業と地域ふれあい事業を実施する。

①歳末慰問事業

ひとり暮らし高齢者(75歳以上)、身体障害者手帳1級所持者、在宅重度知的障害者を対象に担当民生委員が訪問し慰問金を渡すとともに情報提供をする。

②地域ふれあい事業

市内の社会福祉施設やNPO法人、地区社会福祉協議会が年末年始(12月1日～1月15日)に実施する地域住民やボランティアとの交流を目的とした独自の事業に対して配分助成する。

5. 在宅福祉事業

(総事業費：7,374千円)

(1) 福祉機器貸出事業(日常生活用具貸出事業実施要綱に基づく)

福祉用具の貸出を行うことで、生活の向上が図られる市民を対象に、3ヶ月を限度に無料で介護用ベッド及び車椅子の貸出を行う。なお、介護保険制度の対象となる方は制度を優先する。また、福祉教育等の体験学習などにも積極的に貸出をする。

6. 受託事業

(総事業費：17,782千円)

(1) ホームヘルプサービス事業

(富里市高齢者福祉サービス事業実施要綱・委託契約書に基づく)

介護保険制度が適用されない高齢者(おおむね65歳以上)で社会適応が困難な方に対し、訪問により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態を予防する。

サービス提供時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(2) 障害者等生活サポート事業

(富里市障がい者等生活サポート事業実施要綱・委託契約書に基づく)

介護給付支援決定者(自立支援法)以外の方で、日常生活に関する支援が必要と認められた利用者が、在宅で日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況に合わせた支援を提供する。

サービス提供時間：月曜日～土曜日 8時30分～17時15分

(3) 移送サービス事業

(富里市移送サービス事業実施要綱・委託契約書に基づく)

在宅の要介護、要支援状態にある高齢者及び重度心身障害者を対象に外出支援サービスを提供することにより、社会参加の促進、健康の増進及び家族の介護支援を図る。

利用目的：医療機関、官公庁、福祉施設、金融機関等への送迎

運行範囲：市内及び近隣市町とし片道20km以内

運行日：月曜日～金曜日（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）

運行時間：9時～16時

利用回数：一人月4回まで

利用料金：課税世帯 1回400円 非課税世帯 1回200円

(4) 生きがいデイサービス事業

(富里市生きがいデイサービス事業実施要綱・委託契約書に基づく)

介護予防の一環として「生きがいデイサービス」を実施。高齢者の社会参加や自立的な生活の促進をすることで要介護状態になることを防ぎ、健康でいきいきとした生活を送るため、生活指導・日常動作訓練・健康チェック・レクリエーション等を行う。

実施日：中部（毎月第1、第3水曜日）北部（毎月第2、第4金曜日）

開催時間：10時～15時

対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者等

(5) 相談支援事業（指定相談支援事業所運営規程に基づく）

身心に障害のある方やその家族の方からの相談に応じて、障害者が地域で安心して暮らせるよう、また自立した生活を送るために支援する。

(6) 介護予防事業（富里市介護予防出前講座実施要領・委託契約書に基づく）

高齢者が介護予防について理解を深めるとともに自主的な取り組みができるよう、地区社会福祉協議会・シルバークラブ等の申請に応じて本会が講師等の手配を行い講習会を開催し、介護予防に関する情報提供を行う。

(7) 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付事業

(千葉県社会福祉協議会事務委託事業)

高齢者及び障害者の方の世帯に対して住宅改造等の資金を貸付け、自立意欲の高揚と介護者の負担軽減を図り、居住生活を支援する。

(8) 生活福祉資金貸付事業 (千葉県社会福祉協議会事務受託事業)

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会とが必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。

(9) 臨時特例つなぎ資金貸付事業 (千葉県社会福祉協議会事務受託事業)

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援する。

7. 貸付事業

(総事業費：1,000千円)

(1) 小口資金貸付事業 (小口貸付資金の設置運営規程に基づく)

富里市民で生活保護または福祉制度資金等の見通しがつきながら、間に合わない場合のつなぎ資金として一時的に融通し、健全な家庭に立ち直らせることを目的に5万円を限度として貸付を行う。

8. 自立支援事業

(総事業費：9,351千円)

(1) 障害者自立支援制度の利用者及び各制度に該当しない方が在宅で自立した日常生活を営むことができるように相談、支援を行う。また、関係機関との連携を図り利用者の心身の状況に合わせた支援ができるよう努める。

サービス提供時間：月曜日～土曜日 8時30分～19時

9. 介護保険事業

(総事業費：9,508千円)

(1) 居宅訪問介護事業

介護保険制度の利用者及び各制度に該当しない方が在宅で自立した日常生活を営むことができるように相談、支援を行う。また、関係機関との連携を図り利用者の心身の状況に合わせた支援ができるよう努める。

サービス提供時間：月曜日～土曜日 8時30分～19時

公益事業

10. 介護保険事業

(総事業費：11,011千円)

(1) 居宅介護支援事業（指定居宅介護支援事業運営規程に基づく）

要介護認状態にある高齢者等から介護サービス計画の作成依頼を受け、保健、医療、福祉サービスを適切に利用できるよう連絡調整を行う。事業の実施にあたっては、利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、公平・中立な立場で利用者へ支援を行う。

サービス提供時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

11. 福祉センター管理運営事業（老人福祉センター管理規程に基づく）

(総事業費：13,055千円)

「公の施設として、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別をしてはならない」ことを念頭においた管理、経営を行う。

開館日時：月曜日～金曜日(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

9時～17時

利用方法：事前申込が必要

12. 受託事業

(総事業費：3,281千円)

(1) ファミリーサポートセンター事業（新規事業）

地域住民と連携して、仕事と子育てや介護などの両立を支援することを目的として、市から受託し本年度4月より準備を進め10月の運営開始を目指す。

安心して子育てができるよう、子育ての手助けをして欲しい人と子育ての手助けができる人の会員組織を設立し、相互援助活動に関するコーディネート、アドバイスを等を行う。それぞれの自発性と責任性を尊重するため有償制とする。

その他の事業

13. 共同募金活動

千葉県共同募金会富里支会として、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動を行う。

(1) 赤い羽根共同募金（運動期間10月1日～12月31日）

厚生労働大臣の告示によって定められた期間において、千葉県共同募金会と協力して募金運動を展開する。戸別世帯、職場、学校、法人等に働きかけ広く募金運動を周知し、地域福祉の推進への関心を高める。

(2) 歳末たすけあい募金（運動期間12月1日～12月31日）

共同募金運動の一環として募金運動を行い、集められた募金は、歳末慰問事業、地域ふれあい事業に活用する。